

令和2年4月27日

児童クラブをご利用の
保護者の皆様へ

西条市役所子育て支援課

令和2年5月の児童クラブのご利用について

平素より、児童クラブをはじめ本市児童福祉行政に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本市児童クラブについては、新型コロナウイルス対策に係る緊急事態宣言の期間にある現在も、限られた実施スペースで「密集」等の感染リスクを抱えながら、市内の共働き家庭の支援等のため、継続して開所しているところです。

しかしながら、未だ感染終息の見込みが立たず、県内での感染も引き続き拡大傾向にあることから、皆様におかれましては、父母以外にお子様の監護が可能な方がいる場合等には、児童クラブのご利用をできる限りお控えくださいますようお願いいたします。

また、それに伴い、5月のご利用における休会及び退会の手続きについて、臨時的に次のとおり対応させていただきます。

記

○ 5月分の休会届・退会届について

・提出期限 5/11（月）

※ 5月の利用がない場合に限り、期限までに届出書をご提出いただければ、保護者負担金が発生しません。

※ 同年度中に利用を再開される場合は再開届、再入会の場合は入会申込書類の提出をお願いします。（その月から保護者負担金が発生します。）

※ 今後の感染拡大等に伴い、対応が変更となる場合があります。

その際にはお知らせします。

(問い合わせ先)

西条市役所子育て支援課

子育て企画係 渡部

電 話 0897-52-1581

F A X 0897-52-1294